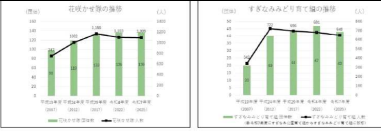
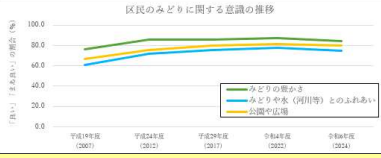



杉並区みどりの基本計画(案)の修正一覧

(文章は下線部分、図は赤枠部分を修正。区民等意見による修正は網掛けで記載)

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
1		目次	<p>資料編 283</p> <p>1 前計画の評価……………84</p> <p>2 区民の意見調査の概要……………91</p> <p>3 杉並区のみどりの概要……………95</p> <p>4 杉並区のみどりに関する方針・計画……………105</p> <p>5 その他のみどりに関する方針・計画……………125</p> <p>6 杉並区のみどりの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区のみどりのサイエンス計画……………136 ・杉並区緑地保全方針……………145 ・杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針……………167 <p>7 計画の後継体制……………197</p> <p>8 用語の説明……………202</p>	<p>資料編 211</p> <p>1 前計画の評価……………資料-2</p> <p>2 区民の意見調査の概要……………資料-9</p> <p>3 杉並区のみどりの概要……………資料-25</p> <p>4 杉並区のみどりに関する方針・計画……………資料-43</p> <p>5 その他のみどりに関する方針・計画……………資料-48</p> <p>6 杉並区のみどりの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区のみどりのサイエンス計画……………資料-54 ・杉並区緑地保全方針……………資料-83 ・杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針……………資料-83 <p>7 計画の後継体制……………資料-115</p> <p>8 用語の説明……………資料-120</p>	資料編を別冊としたための修正
2		目次	本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています。	本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています(一部見やすさや前後の記述から対象としていない箇所があります)。	より適切な内容とするための記述の追加
3	3	1-2計画の位置付け	<p>【注】緑の基本方針、国土形成計画(全国計画)、首都圏広域地方計画 など</p> <p>【東京都】緑地の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針、東京グリーンビズなど</p>	<p>【注】緑の基本方針、国土形成計画(全国計画)、首都圏広域地方計画 など</p> <p>【東京都】緑地の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針、東京グリーンビズなど</p>	より適切な表現とするための追加、修正
4	7	2-1みどりを取り巻く動き【東京都の動き】			より分かりやすい年表とするための記述の追加、修正
5	8	気候危機への取組	～略～。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められています。	～略～。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、 <u>温室効果ガス排出削減等の取組とあわせて、みどりの保全・創出・活用などを通じた取組についても、これまで以上の対応が求められています。</u>	より分かりやすい記述に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
6	8	気候危機への取組 東京都	ゼロエミッション東京戦略* 令和元年（2019年）策定 2050年排出ゼロを目指し、再エネ導入や省エネに加え、緑の多機能活用によるCO ₂ 吸収、暑熱緩和、生物多様性保全を推進する方針を示しています。	ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ* 令和7年（2025年）策定 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、水素エネルギーの普及拡大など31の目標で脱炭素化を加速する戦略で、2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）を目指しています。	より適切な内容とするための記述の修正
7	9	生物多様性保全への取組	森林伐採や都市化、過剰な資源利用、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。～略～。	森林伐採や都市化、過剰な資源利用、 <u>雑木林の管理放棄</u> 、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。～略～。	より分かりやすい記述とするための追加
8	9	生物多様性保全への取組 世界	令和12年（2030年）までに陸域・海域の30%を保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。	令和12年（2030年）までに陸域・海域の30%を <u>健全な生態系として</u> 保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。	より分かりやすい記述とするための追加
9	9	生物多様性保全への取組 東京都	東京都生物多様性推進センター 令和6年（2024年）設立 保全地域の管理、レンジャー育成、都民参加型プログラムを展開し、外来種対策やグリーンインフラ活用も重点施策としています。	東京都生物多様性推進センター 令和6年（2024年）設立 生物多様性に関する普及啓発や体験プログラムを通じた保全活動等、都内の豊かな生物多様性を守り回復させ未来へ繋げていくための活動をしています。	より適切な内容とするための記述の修正
10	9	生物多様性保全への取組 東京都	東京都生物多様性地域戦略* 令和7年（2025年）改定 令和12年（2030年）までに「 <u>自然地の保全・創出10,000ha</u> 」「 <u>絶滅ZERO</u> 」「 <u>都民行動100%</u> 」などの目標を掲げています。	東京都生物多様性地域戦略* 令和5年（2023年）改定 令和12年（2030年）までに「 <u>生物多様性バージョンアップエリア10,000+</u> 」「 <u>新たな野生絶滅ZEROアクション</u> 」「 <u>生物多様性都民行動100%</u> 」などの目標を掲げています。	より適切な内容とするための記述の修正
11	10	グリーンインフラ推進に向けた取組 東京都	都市づくりのグランドデザイン* 平成28年（2016年）策定	都市づくりのグランドデザイン* 平成29年（2017年）策定	誤記による修正
12	14	コラム みどりとSDGs	区の実践（ウェディングケーキ構造に沿って）	区の実践（SDGsウェディングケーキ構造*に沿って）	より分かりやすい記述とするための追加

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
13	17	みどりに関するボランティアの状況	—		区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい内容とするため、グラフを追加 【意見番号13-2】
14	18	区民のみどりに関する意識	—		区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい内容とするため、グラフを追加 【意見番号20-2】
15	19	課題1	<p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、<u>大木の健全管理や更新は、安全面でも重要であり、十分な対応が必要です。</u></p>	<p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、<u>みどりを安全に維持・継承していくためには、倒木や枝折れのリスクを踏まえ、適切な維持管理及び更新を進めていくことが求められます。</u></p>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号40】
16	19	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
17	20	課題2	<p>○～略～。</p> <p>○相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	<p>○～略～。</p> <p>○<u>民有地の</u>相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	より分かりやすい記述とするための追加
18	20	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
19	20	改定の視点	<p>○公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	<p>○公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、<u>国や東京都の補助等も活用して</u>公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加 【意見番号13-11】 【意見番号47-1】

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
20	20	改定の視点	○～略～。 ○区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。 ○～略～。 ○～略～。	○～略～。 ○区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民や法人等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。 ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加 【意見番号13-5】
21	21	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
22	21	改定の視点	○グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、環境保全、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。 ○～略～。 ○～略～。 ○～略～。	○グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、気候危機、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。 ○～略～。 ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-1】 【意見番号12】
23	22	課題4	○～略～。 ○みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけではなく、 <u>区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、民有地のみどりを支えるボランティア活動等の仕組みづくり</u> が必要です。	○～略～。 ○みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけに負担を負わせるのではなく、 <u>民有地のみどりの維持・管理を支える担い手として、区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、ボランティア活動等の仕組みづくり</u> が必要です。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号16-6】
24	22	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
25	22	改定の視点	○屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、みどりの保全活動につなげます。 ○～略～。 ○～略～。	○屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、 <u>将来のみどりの保全活動</u> につなげます。 ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加 【意見番号15】
26	23	なみすけ コメント			適切な表現に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
27	29	改定の視点（方向性）	グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす	グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす (＜防災・減災＞＜気候危機＞＜景観向上＞など複数の都市課題に対応)	より分かりやすい記述とするための追加
28	31	指標1 緑被率	～略～。 計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和12年度目標値）と同様に24.7%とし、将来的には緑被率25%を目指します。 ～略～。	～略～。 緑被率の将来目標は前計画を引き継ぎ25%とします。なお、計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和12年度目標値）と同様に24.7%とします。～略～。	より分かりやすい記述に修正
29	38	特別緑地保全地区の保全・指定方針	特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上は都道府県知事が、それ未満は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。 ～略～。 また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。 ～略～。 指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。 ～略～。	特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県知事が、それ以外は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。 ～略～。 また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。 ～略～。 指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。 また、機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。 ～略～。	より適切な内容とするための記述の追加、修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
30	44	1-1-1地域で支える屋敷林等の保全〈拡充〉	<p>～略～。</p> <p>これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。</p>	<p>～略～。</p> <p>これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、<u>まとまりのあるみどりの保全に向けて所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。</u></p>	より分かりやすい記述とするための追加
31	44	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、<u>みどりの保全に関する法制度や条例の活用へ誘導します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、<u>税の軽減や管理支援を受けながらみどりを守ることができる制度について、区が土地所有者と話し合い、活用できるように支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号53-2】</p>
32	44	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動を<u>推進します。また、ボランティア活動を支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動について、<u>参加のきっかけづくりや活動環境の整備を行い、継続的に取り組めるよう支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号16-6】</p>
33	45	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・保護指定制度について、<u>より効果的に樹木等の保全が図られるよう見直します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・保護指定制度について、<u>所有者の維持管理負担や制度の利用状況を踏まえ、より実効性の高い保全につながるよう、指定要件や支援内容、運用方法の見直しを行います。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	より分かりやすい記述に修正



No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
34	46	1-1-3 樹木を健全に保つための管理〈継続〉	<p>良好なみどりを保持するため、公園などの公共施設の樹木は、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。</p>	<p>樹木を健全に保つことは、倒木等による事故の防止に加え、安定した木陰の確保や暑さの緩和など、気候変動への対応としても重要です。そのため、公園などの公共施設の樹木については、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。</p> <p>さらに、歩行者の通行や日常の利用に支障が生じないように配慮し、樹木が人々の生活を阻害するものとならないようにしていきます。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-1】 【意見番号4-2】 【意見番号30-3】 【意見番号40】</p>
35	46	区の実施	<p>・公園などの公共施設の樹木は、施設管理者が中心となって日常の目視による確認を徹底し、必要に応じて樹木医による診断を行います。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・公園などの公共施設の樹木については、日常的な目視確認を基本としつつ、デジタル技術を活用した樹木診断の導入も視野に入れ、施設管理者を中心に樹木の状態を把握します。また、倒木や枝折れなどによる安全上のリスクを低減するため、必要に応じて樹木医による診断を行います。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号13-12】</p>
36	46	区の実施	<p>・～略～。</p> <p>・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木は、植え替えなどの更新を進めます。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木、生育に適した空間が確保できない樹木は、植え替えなどの更新等を進めます。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加</p> <p>【意見番号12】 【意見番号40】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
37	48	区を取組 (特別緑地保全 地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。 ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然的環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。 ・<u>機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。</u> ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。 	より適切な内容とするための記述の追加
38	49	1-2-1 緑化指導の充実〈継続〉区を取組	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。また、<u>緑化に当たっては、樹木の健全な生育、生物多様性への配慮、景観との調和を重視し、みどりの量だけでなく質の向上につながる緑化となるよう必要に応じて助言します。</u> ・～略～。 ・～略～。 	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述の追加 【意見番号3】 【意見番号10】 【意見番号14-1】 【意見番号51-1】
39	50	1-2-3 地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉	公園は、 <u>貴重なオープンスペース*の一つであり、区民のレクリエーション活動の場であるとともに、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。</u> そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、公園として整備します。	公園は、 <u>子どもから大人までが様々な目的で集う区民のレクリエーション活動の場であるとともに、多様な機能を持つ貴重なオープンスペース*の一つであり、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。</u> そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、 <u>地域住民の意見を聞きながら公園として整備</u> します。	より分かりやすい記述に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
40	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>公園づくりに当たっては、地域の特色や生きものの生息空間の確保、木陰創出、既存のみどり等の景観資源の活用などに配慮するとともに、ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等で地域住民の意見を聞きながら進めます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等を行い、地域住民の想いや考えなど、幅広い世代の多様な意見を聞きながら整備を行います。</u> ・<u>公園のみどりを杉並区のみどりの豊かさを実感する重要な景観資源として活かすとともに、木陰創出等による暑熱対策や、生きものの生息場所として活用する整備を進めます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<p>より分かりやすい記述に修正</p> <p>区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-1】</p> <p>【意見番号26-2】</p> <p>【意見番号30-3】</p> <p>【意見番号34】</p>
41	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・<u>民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>協働による民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述の追加</p> <p>【意見番号13-7】</p>
42	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設を要請します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設をはたらしかけます。</u> 	<p>より分かりやすい記述に修正</p>
43	50	1-2-3地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉	 <p>▲平日開放して活用したいエリアをここに ▲夜間開放したいエリア、夜間照明設置したいエリアをここに 公園（オープンスペース）があることで大規模の緑地を確保したり、広めたりする効果があります！</p>	 <p>▲公園の位置（※夜間開放エリア） ▲平日開放して活用したいエリアをここに ▲夜間開放したいエリア、夜間照明設置したいエリアをここに 公園（オープンスペース）があることで大規模の緑地を確保したり、広めたりする効果があります！</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、図の追加</p> <p>【意見番号13-18】</p>
44	52	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>区民ニーズを把握する際には、区民が維持管理に携わるボランティアへの参加を促します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>区民ニーズを踏まえた公園改修に当たっては、公園改修後に公園の維持管理に携わるボランティアへの参加を促すなど、地域のコミュニティの形成につながるようなはたらきかけを行います。</u> 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-2】</p>

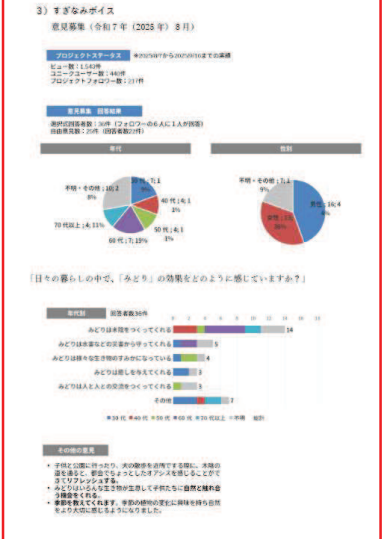
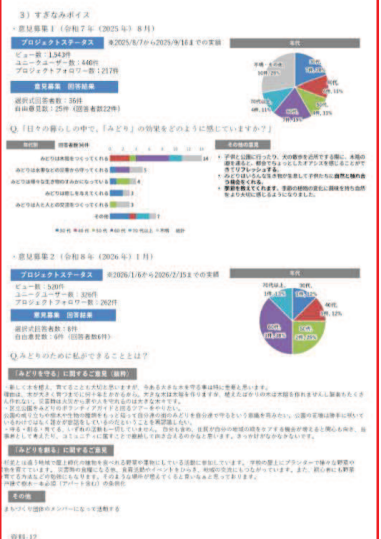
No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
45	54	II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進〈拡充〉	公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。	公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。 <u>また、区の実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。</u>	より分かりやすい記述とするための追加
46	56	II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度〈新規〉	区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、グリーンインフラの活用を推進します。こうした取組を民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。	区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、 <u>公共施設に加え、民有地も含めて面的にグリーンインフラの活用を推進します。</u> その実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。	より分かりやすい記述とするための追加、修正
47	58	II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全〈継続〉	<u>屋敷林や緑地、公園など、まとまったみどりのある場所には、多くの生きものが生息しています。その環境を維持し、生物多様性に配慮したみどりの保全を図っていきます。</u>	<u>生物多様性は、生態系のバランスを保つことで、みどりの健全な育成や水辺環境の保全を支え、区民の安全で快適な暮らしにつながる重要な基盤です。このため、屋敷林や緑地、公園などのまとまったみどりについて、生物多様性に配慮した保全を図っていきます。</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号3】 【意見番号51-1】
48	60	区の実現	・～略～。 ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」や杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。 ・～略～。	・～略～。 ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」、「 <u>外来種対策リスト</u> 」及び「 <u>外来種対策行動の手引き</u> 」や、杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。 ・～略～。	より分かりやすい記述とするための追加
49	61	II-3-1 みどりのベルトづくりの推進〈拡充〉	～略～。 みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保、 <u>地域の景観や環境の向上につながります。</u> ～略～。	～略～。 みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保に加え、 <u>連続したみどりによる景観の向上や、歩いて心地よいまちなみの創出を図ります。</u> また、 <u>風の通り道を形成することで、広域的な暑さの緩和にも寄与します。</u> ～略～。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-1】

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
50	61	区の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図ります。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図るとともに、<u>みどりがあることで見通しの悪化や通行の妨げとならないよう、維持管理についての啓発も行っていきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-2】</p>
51	61	区の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先、沿道などの緑化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先や<u>ベランダ、窓先</u>、沿道などの緑化を進めます。 	<p>より分かりやすい記述に修正</p>
52	63	II-3-2 良好な景観づくりの推進（継続）	<p>「杉並区景観計画」に基づき、区 の自然や歴史、文化を育んだみどり 豊かな住宅都市を継承し、<u>魅力 あるまちなみを創出していくた め、良好な景観づくりを推進しま す。</u></p>	<p>「杉並区景観計画」に基づき、区 の自然や歴史、文化を育んだみどり 豊かな住宅都市を継承し、<u>景観 を形成する上で重要な要素である みどりを活かしながら、魅力ある まちなみの形成を推進します。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号10】</p> <p>【意見番号14-1】</p>
53	63	区の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和した魅力的な景観形成を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和した<u>みどり豊か</u> <u>で魅力的な景観形成</u>を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、<u>みどりを活かした景観形成に向けて、みどりに関する施策との連携</u>を図りながら、景観づくりを進めます。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号10】</p> <p>【意見番号14-1】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
54	65	みどりの新聞 「みどりとひと」	地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。	地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。 (区ホームページでもご覧になれます)	より分かりやすい記述とするための追加
55	68	III-2-1 みどりのボランティア活動への支援 (継続) 区の取組	・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援をします。 ・～略～。	・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援を行うことで、区とボランティア団体が協働して公園やみどりの維持管理に携わっていきます。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-2】 【意見番号39-3】
56	68	III-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進 (拡充) 区の取組	・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページなどでPRし、活動内容の周知を図ります。 ・～略～。 ・～略～。	・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページ、SNS等でPRし、活動内容の周知を図ります。また、みどりに関する取組主体の形成を促すために、すぎなみボイス*やすぎなみプラス*等のデジタルツールを活用します。 ・～略～。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号13-29】 区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加
57	73	[事業者]	・区の施策と深く関わる主体であることを自覚し、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。	・区の施策と深く関わる主体であるため、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な表現に修正 【意見番号20-13】
58	75	5-2 協働により実現するみどりのイメージ [住宅街のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正 【意見番号13-33】

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
59	76	[商店街のみどり]	<p>この街並みのデザインは、歩行者や自転車利用者の利便性を高めることを目的として、歩行者の歩幅や自転車の通行スペースを確保しています。</p> <p>また、店舗のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な街並みを実現しています。</p> <p>店舗前を歩行者が通行しやすくなるように、歩道幅を確保しています。</p> <p>店舗前を歩行者が通行しやすくなるように、歩道幅を確保しています。</p>	<p>この街並みのデザインは、歩行者や自転車利用者の利便性を高めることを目的として、歩行者の歩幅や自転車の通行スペースを確保しています。</p> <p>また、店舗のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な街並みを実現しています。</p> <p>店舗前を歩行者が通行しやすくなるように、歩道幅を確保しています。</p> <p>店舗前を歩行者が通行しやすくなるように、歩道幅を確保しています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>
60	77	[屋敷林・農地のみどり]	<p>屋敷林・農地の風景を再現し、自然の豊かさを表現しています。</p> <p>また、農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p> <p>農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p> <p>農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p>	<p>屋敷林・農地の風景を再現し、自然の豊かさを表現しています。</p> <p>また、農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p> <p>農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p> <p>農作業の様子や収穫の喜びを表現し、地域活性化のイメージを醸成しています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>
61	78	[公園のみどり]	<p>公園の開放感を表現し、市民の憩いの場としての役割を強調しています。</p> <p>また、自然環境の美しさを表現し、地域の魅力をアピールしています。</p> <p>公園の開放感を表現し、市民の憩いの場としての役割を強調しています。</p> <p>また、自然環境の美しさを表現し、地域の魅力をアピールしています。</p>	<p>公園の開放感を表現し、市民の憩いの場としての役割を強調しています。</p> <p>また、自然環境の美しさを表現し、地域の魅力をアピールしています。</p> <p>公園の開放感を表現し、市民の憩いの場としての役割を強調しています。</p> <p>また、自然環境の美しさを表現し、地域の魅力をアピールしています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-32】</p>
62	79	[学校のみどり]	<p>学校のイメージを表現し、教育の場としての役割を強調しています。</p> <p>また、校舎のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な学校環境を実現しています。</p> <p>学校のイメージを表現し、教育の場としての役割を強調しています。</p> <p>また、校舎のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な学校環境を実現しています。</p>	<p>学校のイメージを表現し、教育の場としての役割を強調しています。</p> <p>また、校舎のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な学校環境を実現しています。</p> <p>学校のイメージを表現し、教育の場としての役割を強調しています。</p> <p>また、校舎のデザインにも工夫を凝らすことで、より魅力的な学校環境を実現しています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
63	80	[河川のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正 【意見番号13-34】
64	81	[道路のみどり]	～略～。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。 みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。	～略～。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。 <u>あわせて、安全で安心して歩ける歩行空間を確保できるよう適切な維持管理をしています。</u> みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-2】
65	81	[道路のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正及びキャプションの追加 【意見番号13-35】
66	資料-5	2：公園等の整備	ア. ～略～。 イ. ～略～。 ウ. ～略～。 エ. 未開設部分の都立公園について整備要請をしてきた結果、善福寺公園78,622.03㎡→80,264.47㎡、和田堀公園（区立和田堀公園、区立済美公園、区立谷中公園を含む。）：239,597.99㎡→297,304.67㎡、高井戸公園：0㎡→ <u>109,304.67㎡</u> が整備されました。	ア. ～略～。 イ. ～略～。 ウ. ～略～。 エ. 未開設部分の都立公園について整備要請をしてきた結果、善福寺公園78,622.03㎡→80,264.47㎡、和田堀公園（区立和田堀公園、区立済美公園、区立谷中公園を含む。）：239,597.99㎡→297,304.67㎡、高井戸公園：0㎡→ <u>109,435.93㎡</u> が整備されました。	誤記による修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由																																			
67	資料-12	すぎなみボイス			すぎなみボイスでの区民意見（2回目）の追加及び紙面構成の修正																																			
68	資料-113	杉並区のみどりの略年表 令和2年 杉並区 主な出来事	—	都立高井戸公園開園	記載漏れによる追加																																			
69	資料-114	杉並区のみどりの略年表 令和5年 国・都	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京都生物多様性地域戦略策定 東京グリーンビズ	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略改定 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京グリーンビズ	より適切な内容とするための記述の修正																																			
70	資料-114	杉並区のみどりの略年表	<table border="1" data-bbox="454 1232 837 1456"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>国・都</th> <th>杉並区 制度・計画決定</th> <th>主な出来事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>2023</td> <td>「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京都生物多様性地域戦略策定 東京グリーンビズ</td> <td>杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定</td> <td>「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2024</td> <td>第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定</td> <td>気候防災推進の促進</td> <td>気候防災推進の促進</td> </tr> </tbody> </table>	年号	西暦	国・都	杉並区 制度・計画決定	主な出来事	5	2023	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京都生物多様性地域戦略策定 東京グリーンビズ	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定	「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定	6	2024	第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	気候防災推進の促進	気候防災推進の促進	<table border="1" data-bbox="853 1232 1236 1456"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>国・都</th> <th>杉並区 制度・計画決定</th> <th>主な出来事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>2023</td> <td>「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略改定 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京グリーンビズ</td> <td>杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定</td> <td>「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2024</td> <td>第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定</td> <td>気候防災推進の促進</td> <td>気候防災推進の促進</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2025</td> <td>令和8年度生物多様性国家戦略改定 2次生物多様性国家戦略 第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定</td> <td>特別区界画策定</td> <td>特別区界画策定</td> </tr> </tbody> </table>	年号	西暦	国・都	杉並区 制度・計画決定	主な出来事	5	2023	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略改定 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京グリーンビズ	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定	「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定	6	2024	第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	気候防災推進の促進	気候防災推進の促進	7	2025	令和8年度生物多様性国家戦略改定 2次生物多様性国家戦略 第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	特別区界画策定	特別区界画策定	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、令和7年（2025年）の出来事を年表に追加 【意見番号44-5】
年号	西暦	国・都	杉並区 制度・計画決定	主な出来事																																				
5	2023	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京都生物多様性地域戦略策定 東京グリーンビズ	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定	「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定																																				
6	2024	第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	気候防災推進の促進	気候防災推進の促進																																				
年号	西暦	国・都	杉並区 制度・計画決定	主な出来事																																				
5	2023	「保全地域の保全・活用プラン」策定 生物多様性国家戦略 2023-2030 東京都生物多様性地域戦略改定 グリーンインフラ推進戦略 2023 東京グリーンビズ	杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)改定 第6次都市計画マスタープラン(自然系サイト)に決定	「都立高井戸公園開園」の 「自然系サイト」に決定																																				
6	2024	第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	気候防災推進の促進	気候防災推進の促進																																				
7	2025	令和8年度生物多様性国家戦略改定 2次生物多様性国家戦略 第7次環境基本計画閣議決定 第6次環境基本計画閣議決定	特別区界画策定	特別区界画策定																																				
71	資料-117	計画策定の経緯	—	令和8年度 4月17日 部会（第14回） ・区民等の意見提出手続の実施状況 ・計画（案）の修正について 4月24日 幹事会（第11回） ・計画の改定について ・区民等の意見及び区の考え方について ・修正一覧について	令和8年度の実施内容の追加																																			

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由						
72	資料-122	用語の説明 すぎなみプラス	—	<u>すぎなみプラス</u> <u>「自らの活動を充実させたい」個人・団体と「ノウハウや人材・場所等を提供でき、協力したい」個人・団体がつながり、新たな活動・コミュニティを生み出していくための地域共創型ポータルサイト。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、用語の説明を追加 【意見番号16-6】 【意見番号43-2】						
73	資料-122	用語の説明 すぎなみボイス	—	<u>すぎなみボイス</u> <u>区が発信するテーマの概要・進捗の情報を共有し、インターネット上で日時や場所を選ばずに、さまざまな立場の方が意見やアイデアを投稿していける意見募集型ポータルサイト。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、用語の説明を追加 【意見番号16-6】 【意見番号43-2】						
74	資料-123	用語の説明 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	ゼロエミッション東京戦略	ゼロエミッション東京戦略 <u>Beyond カーボンハーフ</u>	より適切な内容とするための記述の追加						
75	資料-124	用語の説明 東京都生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略であり、令和4年(2022年)12月26日に東京都自然環境保全審議会から答申を得て策定したもの。自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としている。	生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略であり、令和5年4月に改定したもの。自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としている。	より適切な内容とするための記述の修正						
76	資料-124	用語の説明 特別緑地保全地区	～略～。土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha以上の場合には都道府県、10ha未満の場合には市区町村に対して土地の買い入れ申し出ができる。～略～。	～略～。土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha以上かつ2以上の区域にわたる場合は都道府県、それ以外は市区町村に対して土地の買い入れ申し出ができる。～略～。	より適切な内容とするための記述の修正						
77	資料-125		<table border="1"> <tr> <td>注</td> <td>ネイチャーポジティブ</td> <td>生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。</td> </tr> </table>	注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。	<table border="1"> <tr> <td>注</td> <td>ネイチャーポジティブ</td> <td>生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。</td> </tr> </table>	注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。	誤記による修正
注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。									
注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。									

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
78	資料-128	用語の説明 COP (Conference of the Parties)	生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議。おおむね2年に1回開催される。	COPとは、Conference of the Partiesの略称で、国際条約に基づき、当該条約を締結している締約国が集まり、条約の実施状況の確認や、今後の方針・取組等について協議・決定を行う会議。気候変動に関するCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）、生物多様性に関するCOP（生物多様性条約締約国会議）などがある。	より適切な内容とするための記述の修正
79	資料-128	用語の説明 SDGsウェディングケーキ構造	—	SDGsウェディングケーキ構造は、SDGsの17目標を「生物圏（環境）・社会圏・経済圏」の三層に整理した概念で、環境が社会を支え、社会が経済を支えているという関係性を示すモデルである。SDGsの統合的な理解や、施策間の優先順位を考えるための枠組みとして用いられる。	より分かりやすい記述にするための追加
80	資料-128	用語の説明 30by30	—	30by30 30by30とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す国際目標で、2022年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づくものである。日本では、保護地域に加え、民有地や都市のみどりを含めた取組を通じて、その達成を目指している。 30by30目標は、国や自治体だけでなく、地域住民や事業者など多様な主体が関わり、身近なみどりを守り育てていく取組を重視している点が特徴である。	より分かりやすい記述にするための追加